

# 『おいしいね』

## この水未来に

### いつまでも『』

#### 6月1日から7日は第51回水道週間

6月1日から7日は、厚生労働省外が主唱する水道週間です。「水道は、健康で文化的な国民生活や様々な社会経済活動を支える必要不可欠な生活基盤として、重要な役割を果たしています。」を趣旨の一部として、今年も「おいしいね この水未来に いつまでも」をテーマとして行なわれます。

#### 水道水の安全性と

##### 美味しさ

世界中で安心して水道水を飲める国は、ほんの10%程度しかありません。残り

の90%の国の水道水は、飲みに適しておりません。でも、日本の水道は安心して飲むことができます。これは、国が定めた厳しい基準をクリアした水道水を

町水道事業ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。)

#### 水道水を

##### おいしく飲む方法

安全の基準の一つに、水道水は、消毒用に「塩素」の使用が義務付けられております。この「塩素のにおい」が水道水をおいしくないと感じさせる大きな原因となっておりま。家庭で水道水をおいしく飲む方法として、冷蔵庫等で冷やすこと、また、いっそうおいしく飲むためには、水道水をやかんのフタを開けたまま、5分程度沸騰させ、その後冷蔵庫等で、10〜15まで冷やしたり、氷を入れて飲めば市販のミネラルウォーターと区別がつかないほど、おいしく感じられると思います。ぜひ、お試しください。(ただし、沸騰後の水は、塩素による消毒効果を失いますので、お早めにお飲みください。)

#### 第51回水道週間ポスター



各家庭へ届けられているからです。私たち神崎町の水道も安心して飲むことができます。(水質基準につきましては、神崎



#### 水道を

##### 利用するとき

水道を利用する場合には、給水契約が必要になります。契約の届出は、水道をご利用いただく前日までに給水契約申込書をお届けください。(当日の申込の場合、開栓出来ない場合があります。)

契約届出用紙は、古原浄水場・役場町民課窓口、また神崎町水道事業ホームページより取得できます。ご記入の上、古原浄水場または、町民課窓口へお届

#### 水道の利用をやめるとき、一時停止をするときは

けください。(営業時間内にお持ちになれない場合には、FAX (724546)でも受付できます。(但し、翌営業日扱いになります。)(その他の場合は、お電話にてお問い合わせください。)

ご利用をやめる場合や何ヶ月間ご利用にならないとき、給水契約の解除を行ってください。契約の解除を行なわない場合、使用されなくても基本料金がかります。契約解除は、停止する前日までに届けさせていただきますようお願いいたします。(当日の申込の場合、開栓出来ない場合があります。)

なお、契約解除の届出用紙、また届出につきまして、水道を利用するときと同様をお願いします。